

令和 2 年 8 月 定例 教育委員会  
議案 説明 資料

報告 3 件

議案 6 件

---

計 9 件

番号	報告第15号	担当	学校教育部教職員課															
議案名	令和2年度松原市一般会計補正予算（第6号）について																	
	令和2年度松原市一般会計補正予算（第6号）について、専決処分された教育委員会関連予算、修学旅行費支援事業に係る予算について松原市議会へ報告し、承認を得るために教育委員会に報告します。																	
説明	<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当課</th><th>予算科目・事業名</th><th>補正額</th><th>左の財源内訳</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教職員課</td><td>8教2小2振 修学旅行費支援事業</td><td>千円 補 17,900</td><td>千円 一財 17,900</td><td>修学旅行費支援金</td></tr> <tr> <td>8教3中2振 修学旅行費支援事業</td><td>補 29,600</td><td>一財 29,600</td><td>修学旅行費支援金</td></tr> </tbody> </table>				担当課	予算科目・事業名	補正額	左の財源内訳	内容	教職員課	8教2小2振 修学旅行費支援事業	千円 補 17,900	千円 一財 17,900	修学旅行費支援金	8教3中2振 修学旅行費支援事業	補 29,600	一財 29,600	修学旅行費支援金
担当課	予算科目・事業名	補正額	左の財源内訳	内容														
教職員課	8教2小2振 修学旅行費支援事業	千円 補 17,900	千円 一財 17,900	修学旅行費支援金														
	8教3中2振 修学旅行費支援事業	補 29,600	一財 29,600	修学旅行費支援金														
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。																	

番号	報告第16号	担当	学校教育部教職員課
議案名	校長職務代理者の解職について		
	学校教育法第37条第8項の規定に基づき、校長職務代理を解職するものです。		
説明			
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和2年7月24日		

## 学校教育法（抜粋）

発令：昭和22年3月31日法律第26号

最終改正：令和1年6月26日号外法律第44号

改正内容：令和1年6月26日号外法律第44号[令和2年4月1日]

### 〔校長、教頭、教諭その他の職員〕

第三十七条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

- ② 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
- ③ 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。
- ④ 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- ⑤ 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- ⑥ 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。
- ⑦ 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。
- ⑧ 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）に事故があるときは校長の職務を代理し、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、又は行う。
- ⑨ 主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。
- ⑩ 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- ⑪ 教諭は、児童の教育をつかさどる。
- ⑫ 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。
- ⑬ 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- ⑭ 事務職員は、事務をつかさどる。
- ⑮ 助教諭は、教諭の職務を助ける。
- ⑯ 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
- ⑰ 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。
- ⑱ 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。
- ⑲ 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第九項の規定にかかわらず、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

番号	報告第17号	担当	市民協働部いきがい学習課
議案名	令和2年度松原市少年自然の家休館の承認について		
	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止による緊急事態宣言を受け、臨時休館を4月8日より実施しました。緊急事態宣言解除後の感染防止対策等について、慎重に検討を重ねてまいりましたが、昨今では新型コロナウイルス感染再拡大が懸念される中、3密対策等を講じながら施設運営を実施することは極めて困難であると考え、指定管理者の大坂市青少年活動協会と協議をした結果、松原市少年自然の家条例施行規則第6条第2項の規定に基づき、松原市少年自然の家の休館日の変更の承認を教育長専決にて行ったのでこれを報告するものです。</p>		
説明			
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

○松原市少年自然の家条例施行規則（抜粋）

昭和62年4月20日教委規則第3号

（休館日）

第6条 少年自然の家の休館日は、次のとおりとする。

（1）火曜日

（2）12月29日から翌年1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て前項の休館日を変更することができる。

番号	議案第 26 号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	教育に関する事務の点検・評価結果報告書（令和元年度実績）について		
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、教育に関する事務の点検・評価結果報告書（令和元年度実績）を作成し、令和 2 年松原市議会第 3 回定例会に報告書を提出するとともに公表するため、教育委員会の議決をもとめるものです。		
説明			
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

発令　　：昭和31年6月30日法律第162号

最終改正：令和2年3月31日号外法律第11号

改正内容：平成29年5月17日号外法律第29号[令和2年4月1日]

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

番号	議案第27号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	令和2年国勢調査に係る職員の従事許可について		
説明	<p>令和2年10月1日を期日として実施される令和2年国勢調査の調査員に選任された職員においては、報酬を得てその職務に従事することとなり、地方公務員法第38条第1項の規定に基づく任命権者の許可が必要となるため、対象の職員に対して同職務に従事する許可を行うものです。</p> <p>なお、国勢調査員は、総務大臣が任命する非常勤国家公務員となり、教育委員会へ提案するものです。</p> <p>地方公務員法（抜粋） (営利企業への従事等の制限)</p> <p>第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員(短時間勤務の職を占める職員及び第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

松總第211-1号  
令和2年8月7日

教育委員会 様

国勢調査松原市実施本部  
本部長 川西 善文

「令和2年国勢調査」に係る従事許可について（依頼）

平素は、統計業務にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本年10月1日を期日として実施される「令和2年国勢調査」の指導員及び調査員に選任された市職員においては、報酬を得てその職務に従事することとなり、その場合、地方公務員法第38条第1項の規定に基づき、任命権者の許可を受ける必要があるため、同職務に従事する許可をお願いいたします。また、下記のとおり書類の提出をお願いいたします。

記

1. 提出書類 令和2年国勢調査に係る従事許可についての起案（決裁済）の写し
2. 提出期限 令和2年8月28日（金）
3. 提出方法 電子メール ([s-toukei@city.matsubara.lg.jp](mailto:s-toukei@city.matsubara.lg.jp))

総務部総務情報課総務統計係  
担当：林（内線：2492）

## 国勢調査令

発令：昭和55年4月15日政令第98号

最終改正：令和2年3月18日政令第46号

改正内容：令和2年3月18日政令第46号[令和2年4月1日]

### (国勢調査指導員及び国勢調査員)

第六条 国勢調査の事務に従事させるため、法第十四条に規定する統計調査員として、国勢調査指導員及び国勢調査員を置く。

- 2 国勢調査指導員及び国勢調査員は、総務大臣が任命する。
- 3 国勢調査員の担当地域は、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が、第八条第一項の規定により設定し、又は同条第二項の規定により修正した調査区の区域ごとに、指定するものとする。
- 4 国勢調査指導員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、国勢調査員に対する指導、調査票及び総務省令で定める調査関係書類（以下「調査関係書類」という。）の検査その他これらに附帯する事務を行う。
- 5 国勢調査員は、市町村長の調査実施上の指導及び国勢調査指導員の指導を受けて、その担当地域内にある世帯に係る識別符号（総務大臣が世帯を識別するために付した符号をいう。第九条第一項第一号及び第十条第三項第一号において同じ。）を記載した書類の配布、調査票の配布、取集及び記入並びに調査関係書類の作成その他これらに附帯する事務を行う。
- 6 特別の事情により、国勢調査員が前項の事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、国勢調査指導員が当該事務を行うものとする。

番号	議案第28号	担当	学校教育部教職員課
議案名	職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針の改正について		
			ハラスメント関連法（労働施策総合推進法等）の改正及び大阪府のハラスメント指針等の改正をふまえ、市のハラスメント指針を改正するものです。
			(内容) 職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針の一部改正
			(理由) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律及び男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正により、職場におけるパワー・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントを防止するために雇用管理上講ずべき措置等が適用されることに加えて、人事院規則において、パワー・ハラスメントの防止等の制定が行われるとともに、国家公務員に係る懲戒処分の指針についての一部改正が行われたことにより、大阪府教育委員会が令和2年6月に同指針の改正を行い、松原市立学校においても同様の取扱いを行うため。
説明			
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和2年9月1日		

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等 の一部を改正する法律（令和元年6月5日公布）の概要

## 改正の趣旨

女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、情報公表の強化、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設、セクシユアルハラスメント等の防止対策の強化等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 女性活躍の推進【女性活躍推進法】

- (1) 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大
- (2) 女性の職業生活における活躍に関する情報公表の強化及びその履行確保 情報公表の職業生活の対象を101人以上以上の事業主に拡大する。また、301人以上の事業主については、現在1項目以上の公表情報をいる情報公表項目を「①職業生活に関する実績」、「②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績」に区分し、各区分から1項目以上公表することとする。
- (3) 女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし）の創設

### 2. ハラスメント対策の強化

- (1) 国の施策に「職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決の促進」（ハラスメント対策）を明記【労働施策総合推進法】
- (2) パワーハラスメント防止対策の法制化【労働施策総合推進法】
  - ① 事業主に対して、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務（相談体制の整備等）を新設 あわせて、措置の適切・有効な実施を図るために指針の根拠規定を整備
  - ② パワーハラスメントにに関する労使紛争について、都道府県労働局長による紛争解決援助、紛争調整委員会による調停の対象となるとともに、措置義務等について履行確保のための規定を整備
- (3) セクシユアルハラスメント等の防止対策の強化【男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法】
  - ① セクシユアルハラスメント等に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務の明確化
  - ② 労働者が事業主にセクシユアルハラスメント等の相談をしたことを理由とする事業主による不利益取扱いを禁止 ※ パワーハラスメント及びいわゆるマタニティハラスメントについても同様の規定を整備

## 施行期日

公布日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（令和2年6月1日）  
(ただし、1(1)(2)の対象拡大は3年（令和4年4月1日）、2(1)は公布日。また、2(2)①について、中小事業主は公布日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日（令和4年3月31日）までは努力義務）

## 1. 女性活躍の推進（女性活躍推進法の改正）

- 【現状等】・女性就業者がこの6年間で約288万人増加する等、女性活躍は着実に前進。  
・一方、年齢階級別労働力率はいわゆる「M字カーブ」を描いており、仕事と家庭生活の両立や諸外国と比べて低水準にある女性管理職比率などの課題。  
・女性活躍推進法の施行(H27年9月)3年後の見直しが必要。

女性の職業生活における活躍を  
更に推進することが必要



### (1) 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大

- 企業における女性活躍に関する計画的な取組(PDCAサイクル)を広く促すため、一般事業主行動計画の策定義務の対象を、常用労働者301人以上から101人以上の事業主に拡大する。

### (2) 女性の職業生活における活躍に関する情報公表の強化及びその履行確保

- 情報公表義務の対象を、常用労働者301人以上から101人以上の事業主に拡大する。

- 301人以上の事業主の情報公表項目について、項目を  
① 職業生活に関する機会の提供に関する実績、  
② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

に区分し、各区分から1項目以上公表することとする。

※現行は右記の項目から任意の1項目以上を公表  
※行動計画の数値目標の設定についても同様の対応を予定(省令)  
※公務部門についても同様

○ 情報公表に関する勧告に従わなかつた場合に企業名公表  
ができることとする。

### (3) 女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度(プラチナえるぼし)の創設

- インセンティブを強化するため、現行の優良事業主認定(えるぼし認定)よりも水準の高い「プラチナえるぼし」  
認定を創設する(取得企業は、行動計画の策定義務を免除)。

### (4) 対象拡大に関する配慮等

- 行動計画策定や情報公表義務の対象拡大(常用労働者301人以上→101人以上)の施行日に配慮  
(公布日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)。

- ※ その他、行動計画策定・公表方法の簡素効率化や策定支援、助成金等の公的支援を実施する。

情報公表項目（区分のイメージ）	
①	採用した労働者に占める女性労働者の割合 ・男女別の採用における競争倍率 ・労働者に占める女性労働者の割合 ・管理職に占める女性労働者の割合 ・係長級に占める者に占める女性労働者の割合 ②
	・役員に占める女性の割合 ・男女別の職種又は雇用形態の転換の実績 ・男女別の再雇用又は中途採用の実績 ・男女の平均継続勤務年数の差異 ・10事業年度前及びその後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 ②
	・男女別の育児休業取得率 ・一月当たりの労働者の平均残業時間 ・雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間 ・有給休暇取得率



## 2. ハラスメント対策の強化（男女雇用機会均等法、育儿・介護休業法、労働施策総合推進法の改正）

※労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

- 【現状】・職場のいじめ・嫌がらせに関する都道府県労働局への相談は7万2千件超(H29年度)で6年連続で全ての相談の中でトップ。  
・セクハラの相談件数は約7千件(H29年度)と高水準にとどまる。

↑  
**ハラスメントのない社会の実現に向けて、職場のパワハラ対策、セクハラ対策を強化することが必要**

### (1) 国の施策にハラスメント対策を明記（労働施策総合推進法）

- 国の施策に「職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決の促進」(ハラスメント対策)を明記する。

### (2) パワーハラスメント防止対策の法制化（労働施策総合推進法）

- パワーハラスメントとは、「①優越的な関係を背景とした」、「②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により」「③就業環境を害すること」(身体的若しくは精神的な苦痛を与えること)をいうことを明記する。
- 事業主に、パワーハラスメント防止のため、相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じることを義務付ける。
- パワーハラスメントの具体的な定義や事業主が講じる雇用管理上の措置の具体的な内容を定めるため、厚生労働大臣が「指針」を策定することとする。

〔指針で規定する内容〕

- ・パワハラの具体的な定義
- ▶ 3つの要素の具体的な内容
- ▶ パワハラに該当する／しない行為例
- ▶ 適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たらないこと等
- ・雇用管理上の措置の具体的な内容（現行のセクハラ防止の措置義務と同様）
  - ▶ 事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
  - ▶ 苦情などに対する相談体制の整備
  - ▶ 被害を受けた労働者へのケアや再発防止 等

※ 取引先や顧客等からの著しい迷惑行為(いわゆるカスタマーハラスメント)については、法律上の措置義務の対象とはしないが、指針において労働者からの相談体制の整備や被害者への適切な配慮等を行うことが望ましい旨を記載。

- パワーハラスメントに対する労使紛争について、都道府県労働局長による紛争解決援助、紛争調整委員会による調停(行政ADR)の対象とともに、措置義務等について履行確保(助言、指導、勧告等)のための規定を整備する。
- 中小事業主に対する配慮等  
パワーハラスメント防止対策の措置義務は、中小事業主の施行日に配慮(令和4年3月31日までの間は、努力義務とする。)  
※その他、事業主による防止措置の実施に関するコンサルティング、セミナー開催等の公的支援を実施する。

(3) セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法）

- ① セクシュアルハラスメント等に関する国、事業主及び労働者の責務の明確化  
セクシュアルハラスメント等は行つてはならないこと等に対する関心と理解を深めることや、他の労働者に対する言動に注意を払うこと等を関係者の責務として明記する。  
※パワーハラスメント、いわゆるマタニティハラスメントについても同様（②④も同じ）
- ② 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止  
労働者が相談等を行うことに躊躇することがないよう、労働者がセクシュアルハラスメント等に關して事業主に相談したこと等を理由とした不利益取扱いを禁止する。
- ③ 自社の労働者等が他社の労働者にセクシュアルハラスメントを行つた場合の協力対応  
事業主に対し、他社から雇用管理上の措置の実施（事実確認等）に關して必要な協力を求められた場合に、これに応じる努力義務を設ける。  
※ あわせて、自社の労働者が他社の労働者等からセクシュアルハラスメントを受けた場合も、相談に応じる等の措置義務の対象となることを指針で明確化する。
- ④ 調停の出頭・意見聴取の対象者の拡大  
セクシュアルハラスメント等の調停制度について、紛争調整委員会が必要を認めた場合には、関係当事者の同意の有無に問わらず、職場の同僚等も参考人として出頭の求めや意見聴取が行えるよう、対象者を拡大する。

# 女性活躍推進法等改正法等の施行期日について

## <法改正事項>

	被改正法律・項目	施行期日
女 活 法	行動計画策定・情報公表義務の対象拡大 (301人以上→101人以上) その他(情報公表の強化・勧告違反の公表、プラチナえるばし、報告徴収等の対象拡大)	令和4年4月1日 令和2年6月1日
劳 動 施 策 総 合 推 進 法	国の施策へのハラスメント対策の明記	公布日（令和元年6月5日）
国、事業主及び労働者の責務		令和2年6月1日
雇用管理上の措置義務の新設		※ 中小事業主は、令和4年3月31日までは努力義務
事業主への相談等を理由とした不利益取扱いの禁止		令和2年6月1日
紛争解決援助・調停・措置義務等の履行確保(報告徴収、公表規定整備)		※ 中小事業主は、措置義務については、令和4年3月31日までは対象外
国、事業主及び労働者の責務		
事業主への相談等を理由とした不利益取扱いの禁止		
他社の措置義務の実施への協力(努力義務)【セクハラのみ】		
調停の意見聴取の対象拡大		
男女雇用機会均等推進者の選任努力義務		
国、事業主及び労働者の責務		
事業主への相談等を理由とした不利益取扱いの禁止		
<省令改正事項>		
【女性活躍推進法】 一般事業主行動計画策定(状況把握・数値目標)	令和2年4月1日 (対象拡大に関するものは令和4年4月1日)	

番号	議案第29号	担当	学校教育部教職員課
議案名	職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針の改正について		
			ハラスメント関連法（労働施策総合推進法等）の改正及び大阪府のハラスメント指針等の改正をふまえ、市のハラスメント指針を改正するものです。
			(内容) 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針の一部改正
			(理由) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律及び男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正により、職場におけるパワー・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントを防止するために雇用管理上講ずべき措置等が適用されることに加えて、人事院規則において、パワー・ハラスメントの防止等の制定が行われるとともに、国家公務員に係る懲戒処分の指針についての一部改正が行われたことにより、大阪府教育委員会が令和2年6月に同指針の改正を行い、松原市立学校においても同様の取扱いを行うため。
説明			
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和2年9月1日		

番号	議案第30号	担当	学校教育部教職員課
議案名	職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針の改正について		
			ハラスメント関連法（労働施策総合推進法等）の改正及び大阪府のハラスメント指針等の改正をふまえ、市のハラスメント指針を改正するものです。
			(内容) 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針の一部改正
			(理由) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律及び男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正により、職場におけるパワー・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントを防止するために雇用管理上講ずべき措置等が適用されることに加えて、人事院規則において、パワー・ハラスメントの防止等の制定が行われるとともに、国家公務員に係る懲戒処分の指針についての一部改正が行われたことにより、大阪府教育委員会が令和2年6月に同指針の改正を行い、松原市立学校においても同様の取扱いを行うため。
説明			
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和2年9月1日		

番号	議案第31号	担当	市民協働部いきがい学習課
議案名	松原市民図書館協議会委員の委嘱及び任命について		
	松原市民図書館協議会委員の任期満了に伴い、新たに推薦を受けた委員に対し、委嘱及び任命を行うものです。		
説明			
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

## 松原市民図書館協議会 委員名簿

令和4年8月31日まで

番	氏名	役職または所属	選任区分	備考
1	すみだまさき 隅田正樹	松原市立松原第七中学校 校長		
2	やまもとひろさだ 山本博貢	松原市立天美西小学校 校長		
3	たけもとももこ 竹本百百子	松原市立松原西幼稚園 主任	学校教育及び 社会教育の関係者	
4	みやななえ 宮ナナ江	松原市民図書館ボランティアの会 代表		
5	こいけまさこ 小池雅子	松原市朗読研究会		
6	まきたたかひろ 牧田孝弘	松原市PTA協議会		
7	たさきゆか 田崎由佳	NPO法人やんちやまファミリーwith 代表	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	
8	ふじのひろゆき 藤野寛之	阪南大学教授 国際コミュニケーション学部	学識経験者	
9	ながたたくじ 永田拓治	阪南大学准教授 国際コミュニケーション学部		

※下線部が新たに委嘱する委員

○松原市図書館条例（抜粋）

昭和52年4月19日条例第17号

（図書館協議会）

第17条 法第14条第1項に基づく松原市民図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議会の組織）

第18条 協議会は、次に掲げる者のうちから委員12人以内で組織する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験者

（委員の任期）

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。